

令和 6 年度 かつらぎ町道の駅 E V 充電器設置事業プロポーザル実施要領

かつらぎ町道の駅 E V 充電器設置事業(以下「本事業」という。)を行うに当たり、本事業を受託するに最も適した事業者と協定を締結するため、次のとおりプロポーザルを実施する。

1. 事業の趣旨・目的

かつらぎ町(以下「本町」)では、令和 6 年 4 月に第 5 次かつらぎ町長期総合計画を策定し、緑豊かな自然を次世代に継承していくための保全活動を推進している。

そこで、電気自動車(以下「E V」という。)充電器を本町の費用負担なしで本町が所有する施設に設置することにより、脱炭素社会の実現及び E V の普及に寄与することを目的とする。

2. 事業概要

(1)事業の名称

令和 6 年度 かつらぎ町道の駅 E V 充電器設置事業

(2)事業の内容

事業者は、町が所有する道の駅の駐車場を活用し、事業者の資本により E V 充電器の整備に必要な配線工事等を含む充電設備一式の設置、維持管理及び事業運営を行う。

町は、所有する道の駅の駐車場に付随する指定地に、E V 充電器の設置のための行政財産の目的外使用を許可する。

なお、本事業の詳細は、別添の「令和 6 年度 かつらぎ町道の駅 E V 充電器設置事業 仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりとする(仕様書は事業に必要と思われる事項を示したものであり、仕様書に記載のない事項についての提案を妨げるものではない。)。

業務内容は本プロポーザルにより選出された事業者(以下、「選定事業者」という。)のプロポーザル提案書(以下「提案書」という。)をもとに、本町と選定事業者の協定締結に向けた詳細協議及び調整を行った上で確定する。

(3)事業の期間

事業期間は、提案書に記載の期間とする。なお、事業期間終了後の取扱いは双方の協議によるものとし、協議の結果、当該契約期間を延長することを妨げないものとする。

(4)行政財産の使用料

E V充電器を設置する用地に係る行政財産の目的外使用料については、提案書に記載の金額とする。

なお、算定については、かつらぎ町使用料、手数料、督促及び延滞金条例第2条の規定に基づくものとする。

かつらぎ町使用料、手数料、督促及び延滞金条例(抜粋)

第2条 前条の使用料及び手数料の種類及び額は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

別表第1

17 行政財産の使用料

種別	使用目的	単位	使用料
土地	電柱等(路線を支持するために利用するものをいう。)	1本につき	年額 1,500円
	共架電線(電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。)その他上空に設ける線類	長さ 1mにつき	年額 5円
	学校施設の敷地の一部使用(教職員の通勤用自動車(自動二輪車を除く。))の駐車場として使用するものをいう。)	1台につき	月額 1,000円
	その他	1m ² につき	年額 430円
建物	庁舎等の一部使用 (防火対象として建物の一部とみなされる場合を含む。)	1m ² につき	年額 2,000円

備考

ア この表の料金によることが不相当と認めるものについては、隣接の土地の賃借料等を考慮して、その都度町長が定める。

イ 使用期間が1年に満たないときは、月割りをもって計算し、使用期間が1月に満たないときは、1月として計算する。

ウ 使用の長さが1メートル未満のとき又は1メートル未満の端数があるときは、これを1メートルに、使用面積が1平方メートル未満のとき又は1平方メートル未満の端数があるときは、これを1平方メートルとして計算する。

エ 使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

3.事業者選定の方法

プロポーザル方式により、本事業を受託するに最も適した事業者を選定するものとする。

4.参加資格条件

令和6年度 かつらぎ町道の駅EV充電器設置事業プロポーザルへの参加は、実施要領等の趣旨を理解し、本事業に関する実績と能力がある事業者で、参加申込書提出時点において、次の全ての事項を満たすものとする。

(1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2)民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。

(3)破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)の適用となる団体でないこと。

(4)かつらぎ町暴力団排除条例(平成23年かつらぎ町条例第21号)第2条第1号又は同条第2号の規定に該当しない者であること。

(5)法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

5.参加手続

(1)申込期限

令和 6 年 12 月 2 日（月） 17 時必着

(2)参加申込方法

下記提出書類をメール、郵送または持参により提出

(3)提出先

〒649-7192

和歌山県伊都郡かつらぎ町丁ノ町2160番地

かつらぎ町産業観光課 商工観光係 担当 笠本

電話：0736-22-0300

メール sankan-syoutokoukankou@town.katsuragi.lg.jp

(4)提出書類

・令和 6 年度 かつらぎ町道の駅 EV 充電器の設置に係るプロポーザル提案書

（様式第 1 号）

・参加申込書兼誓約書（様式第 2 号）

・履歴事項全部証明書（原本）

・納税証明書（国税）

・納税証明書（かつらぎ町税） ※本町に本社もしくは事業所がある場合のみ

・会社概要（パンフレット等）

・直前 2 年分の財務諸表類（貸借対照表および損益計算書の写し）

(5)実施要領等の配布

実施要領等について、印刷物での配付は行わないので、町公式ウェブサイトからダウンロードすること。

(6)参加を辞退する場合

参加申込書を提出した後に辞退される場合は、「辞退届（様式第 3 号）」を記入し、PDF 化したデータを申込期限までにメールで提出すること。

6.質問の受付および提案

本案件に関して質問がある場合は、以下の通り質問書を提出すること。

当該方法を除く個別の質問には対応しない。なお。質問がない場合は提出不要

とする。

(1)受付期限

令和 6 年 11 月 11 日（月） 17 時必着

(2)受付方法

「質問書(様式第 4 号)」に基づき質問事項を記載し、メールで提出するものとする。

※件名は「E V 充電器設置事業質問書（会社名）」とする。

(3)提出先

〒 6 4 9 - 7 1 9 2

和歌山県伊都郡かつらぎ町丁ノ町 2 1 6 0 番地

かつらぎ町産業観光課 商工観光係 担当 笠本

電話：0 7 3 6 - 2 2 - 0 3 0 0

メール sankan-syoutokoukankou@town.katsuragi.lg.jp

7. スケジュール

内容	日程
設置事業者募集要項の配布	2024 年 10 月 1 日から 2024 年 11 月 18 日
説明会	2024 年 10 月 8 日
募集内容に関する質問の受付	2024 年 10 月 8 日から 2024 年 11 月 11 日
質問に対する回答	2024 年 11 月 15 日
応募の受付	2024 年 11 月 11 日から 2024 年 12 月 2 日
設置事業者の審査	2024 年 12 月 12 日
候補者の選定結果通知	2024 年 12 月 20 日
協定締結	2024 年 12 月下旬頃予定

8. 審査方法

町は、参加資格条件の審査を行い、参加資格条件を満たす事業者を対象として、提案書の内容について、(別表)審査基準に基づき審査を行い、事業者を選定する。

(1)審査日

令和 6 年 12 月 12 日(木)

(2)審査を行う者

令和 6 年度 かつらぎ町道の駅 EV 充電器設置事業に係るプロポーザル選定

委員会により行う。

(3)実施方法等

審査の方法、評価の基準等については、(別表)審査基準のとおり。

9. 審査結果の通知

(1)通知日 令和6年12月20日(金)17時まで

(2)通知方法 電子メールによる。

(3)通知内容 審査結果、事業者名、点数、審査内容(抜粋)

10. 協定の締結

上記8の審査により選定された事業者は、本事業の実施に関し、協議により本町と協定を締結することができる。ただし、協議結果により協定を締結しない場合もある。

また、事業者が協定の締結を辞退した場合、又は協定締結までに以下の事由に該当した場合は、選定結果を取り消し、協定を締結しないことができるものとする。

(1)参加資格を喪失したとき

(2)提出した書類に虚偽の記載があったとき

(3)正当な理由がなく、協定の締結に応じないとき

(4)財務状況の悪化等により、事業の運営に支障が生じると判断されるとき

(5)社会的信用の著しい損失等により、事業者として適切でないと判断されるとき

(6)事業推進に必要な手続きを行わないとき

(7)本要領、関係法令等に反していることが明らかになったとき

(8)そのほか、町長により、協定の締結が適当でないと判断されるとき

11. その他

(1)企画提案に要する経費は、全て提案事業者の負担とする。

(2)企画提案書等の提出書類は、情報公開法(平成十一年法律第四十二号)に基づき開示される場合がある。

(3)協定締結後、施設の使用にかかる行政財産使用許可申請は事業者が別途行う。

12.様式集

- (1)令和 6 年度 かつらぎ町道の駅 EV 充電器の設置に係るプロポーザル提案書（様式第 1 号）
- (2)参加申込書兼誓約書(様式第 2 号)
- (3)辞退届(様式第 3 号)
- (4)質問書(様式第 4 号)

13.資料

- (1)令和 6 年度 かつらぎ町道の駅 E V 充電器設置事業仕様書
- (2)かつらぎ町候補施設位置図(令和 6 年 10 月 1 日時点)